



# 相互援助活動について

## 北本市ファミリー・サポート・センターの目的

北本市ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)は、子育て中の保護者が安心して子育てをしていくための援助活動センターです。

子育ての援助を行いたい人を「協力会員」、援助を受けたい人を「依頼会員」として、会員間の相互援助活動を支援しています。

## 会員の資格について

- (1) 協力会員 北本市在住で 20 歳以上の心身ともに健康で育児ボランティアに理解と熱意のある方であれば、資格、性別は問いません。  
※平成 30 年度より救命講座(AED)受講が必要となりました。
- (2) 依頼会員 北本市在住または勤務する方で、おおむね生後 6 ヶ月から 12 歳(小学 6 年生)までの子どもの保護者。
- (3) 両方会員 協力会員、依頼会員の両方を兼ねている方です。



## 入会・退会その他の手続き

### 会員の入会について

- (1) センターが開催する入会説明会に参加して、事業の内容を理解了承していただいた後に、所定の申込書に必要事項を記入し入会の手続きとなり、会員証を発行します。
- (2) 会員には原則としてセンターが実施する講習を受講していただきます。

### 退会について

お子様が小学校を卒業、または市外へ転居され(依頼会員で北本市内在勤者を除く)、もしくは、やむを得ない事情によりセンターを退会する場合は、「退会届」を提出するとともに、会員証及びセンターが指示する書類等の返還をお願いします。

## その他の手続きについて

### ◇◇変更◇◇

住所や電話番号、家族構成・保育施設、小学校などの変更になられた場合は、センターへ連絡の上、「登録変更届」を提出してください。変更後の連絡先をいただけないと、連絡の手段がなくなってしまいます。長く連絡いただけない時は、退会扱いとさせていただきますのでご注意ください。

### ◇◇休会◇◇

病気その他やむを得ない事由により援助ができなくなった時は、「休会届」をセンターに提出してください。

※提供・両方会員の方が対象です。

## アドバイザーについて

センターの円滑な運営を図るためアドバイザーを置きます。

### (1)アドバイザーの業務

- ①センターの行う事業の実施に関する事を行います。
- ②相互援助活動の相談、調整に関する事を行います。
- ③センター事業の事務処理に関する事を行います。

※会則第14条3項のサブリーダーは現在置いてません。



## 援助できる内容

センターで行う援助は、あくまでも補助的な育児援助活動です。子育ての手不足を補うための援助ですから、輕易で、かつ、短期的・補助的なものです。原則として、長時間保育、宿泊を伴う保育は行いません。

- (1) 保育所・幼稚園・家庭保育室・小学校・学童保育所等の開始時間まで、または終了後にお子さんを預かります。
- (2) 保育施設までの子どもの送迎を行います。
- (3) 会員の病気、出産、冠婚葬祭や行事への参加、育児リフレッシュなどの時にお子さんを預かります。
- (4) その他、会員の仕事と育児の両立または子育て支援に必要な援助を行います。
- (5) 援助を安全に行うため、お子さんは大人から大人への引き渡しとしますので保育所や学童保育所、習い事の送迎の場合、先生にきちんと伝えておいてください。必要であれば、協力会員と引き合わせておいてください。



## 4 援助をうける(行う)あたっての注意事項

- (1) お子さんを預かる場合は原則として協力会員・両方会員の自宅で預かります。ただし、協力会員と依頼会員との間で合意がある場合は、依頼会員の自宅で援助を行うこともできます。児童館、公共施設公園等で遊ぶことも可能です。
- (2) 援助前に双方の会員とアドバイザーが、「事前打ち合わせ」で必ず援助の流れを確認します。
- (3) 両方会員が援助する場合は安全面を考慮して、ご自身のお子さん(小学生以下)を含め3人以内としています。
- (4) 協力会員・両方会員は同じ日時に複数の依頼会員に対する活動は行いません。
- (5) お子さんが病気または病後の保育は行いません。
- (6) 病気発症時の保育所・幼稚園・家庭保育室・小学校・学童保育所等へのお迎えは行いません。
- (7) 当日のサポートが地震・台風・積雪などの災害により安全に行われないと予想された場合や、学校より早帰りの連絡があった場合は、お互いに連絡を取り合い検討し、アドバイザーまで連絡ください。なお、中止となった場合のキャンセル料は発生しません。
- (8) ファミリー・サポート・センターの契約は会員間の契約になります。両会員とも自覚と責任を持ってお願いいたします。



## 援助が必要になったら

- (1) 依頼会員は、援助を依頼したい内容・日時が決まったら、センターへ連絡をします。連絡調整に時間がかかる場合がありますので、早めに連絡をお願いします。  
(援助を依頼したい日の2ヶ月前から14日前まで)
- (2) センター(アドバイザー)は依頼を受けたら、依頼内容の条件にあう協力会員へ援助可能か確認をします。
- (3) できるだけ依頼会員の家の近くの方をお探ししますが、見つからない場合は、範囲を広げます。その際、送迎距離等が遠い場合は公共交通機関やタクシーを利用します。やむを得ず車を利用する場合は依頼会員がチャイルドシート(ジュニアシート)用意してください。(自転車の場合、子ども台、ヘルメットも同様です。)
- (4) 協力会員が決まったら、協力会員・依頼会員・アドバイザーが同席をして事前打ち合わせを行います。その際、援助の内容、時間や預けるお子さんの状態を、できるだけ詳しく伝えてください。打ち合わせをしながら、事前打ち合わせ書に記入をしていきます。なお、事前打ち合わせの日程は、援助を必要とする2ヶ月前から5日前までに行うこととします。  
※預けるお子さんも必ず同席してください。

- (5) 事前打ち合わせを行い援助の内容を確認した後、援助活動が始まります。協力会員は援助活動中に必ず会員証を携帯してください。保育所・幼稚園・学童保育所等への送迎の時は、必ず吊り下げ名札が見えるように着用してください。
- (6) 協力会員は援助活動終了後「援助活動報告書」を作成します。
- (7) 依頼会員は「援助活動報告書」を確認の上、自署し、協力(両方)会員に報酬等を手渡してください。(報酬等は封筒に入れるなどしてお子さんへの配慮をお願いします。)報告書の控えは、領収書の代わりになりますので大切に保管してください。
- (8) 協力会員は活動終了後、1ヶ月分の「援助活動報告書」をまとめて翌月5日までにセンターへ提出してください。

※お子さんを預ける日時など、依頼会員の条件によっては、協力会員が見つからない場合もありますので、あらかじめご了承ください。



## 会員の共通理解

- (1) センターの趣旨を理解し、決まりを守りましょう。
- (2) お互いのプライバシーは守りましょう。
- (3) 協力(両方)会員は、援助活動中に会員証を携帯しましょう。  
(吊り下げ名札をご使用ください。)
- (4) 約束した日程(開始、終了時間)は守りましょう。事前打ち合わせで決めた時間等を変更する場合は、センターに連絡してください。援助の当日、約束した時間より早く、または遅くなる場合は必ず協力会員に連絡してください。
- (5) 最初の事前打ち合わせ以降半年以上利用がなかった場合や、保育所、幼稚園、小学校、学童保育所等が変更になる場合(入園、入学含む)は改めて事前打ち合わせを行いますので、必ずセンターに連絡してください。
- (6) 依頼会員は、依頼する日が毎週何曜日と決まっても月1回はセンターに連絡してください。また、協力会員に依頼やキャンセルをした時も必ずセンターに連絡してください。
- (7) 援助活動は必ずセンターを通して行ってください。センターを通さない活動には、補償保険が適用されない場合があります。
- (8) 援助活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。
- (9) 依頼会員は、依頼した内容以外の活動は要求しないでください。依頼会員宅で活動する場合は、家事援助はできません。



- (10) 協力会員は自宅を出てから自宅に戻るまでが活動時間です。寄り道をしないようにしてください。経路が変わる場合は、活動時間に含まれません。事前打ち合わせ後に経路を変更する場合はセンターに連絡してください。
- (11) 協力会員は、援助活動終了後必ず「援助活動報告書」を記入してください。
- (12) 依頼会員は、援助活動終了後「援助活動報告書」を確認の上自署し、報酬等を手渡してください。
- (13) 援助活動を通じて、物品の斡旋・宗教活動等を行わないでください。
- (14) 安全チェックリストで子どもの安全を確認しましょう。(別紙参照)
- (15) 自家用車使用の援助に対する交通費のめやすとして「協力会員が自宅を出て援助を終え、自宅に戻ってくる距離を1回で10km未満は100円、10km以上は150円とします。」

なお、事前打ち合わせで会員同士の同意があれば上記以外の金額で決めていただいても結構です。

- (16) お預かりしているお子さんの様態が急変した場合は、タクシー又は救急車での搬送となります。その場合タクシー代の負担は依頼会員となります。



## 報酬等の基準

### (1) センターの受付時間

月～金(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前 10 時から午後 6 時まで

(会員登録の最終受付は午後 4 時までです)

【TEL・FAX】 048-592-9965

### (2) 料金表・報酬

依頼会員が協力会員に支払う1時間あたりの料金基準

預かる子どもの人数

援助時間	1人	2人	3人
平日(月～金) 午前7時～午後7時	700円	1,050円	1,400円
上記以外の時間帯及び 土・日・祝日・祭日 年末年始(12/29～1/3)	800円	1,200円	1,600円

- ①報酬は1時間単位とし、援助開始から最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間あたりの金額とします。
- ②援助が1時間を超える場合は、その時間が30分に満たない時は半額とし、30分を超える場合は、1時間あたりの金額とします。
- ③複数の子ども(兄弟姉妹)預かる場合は2人目から半額とします。

### (3) キャンセル料(利用日を基準とします)

- ・前日までの取り消し → 無料
- ・当日の取り消し → 依頼時間に相当する金額の半額
- ・無断取り消し → 依頼時間に相当する金額の全額

### (4) 実費の支払い

- ・自家用車使用の場合、「6. 会員の共通理解の(15)」を参照に支払うものとします。
- ・子どもの送迎等で公共交通機関を利用した時の交通費
- ・協力会員が用意した飲食物、おむつ等の費用

調理した食事	300円	市販の食事	実費
調理したおやつ	100円	市販のおやつ	実費

- ・その他、援助に必要な経費

### (5) 支払い方法

- ・報酬及び実費は原則として援助活動終了後、依頼会員が協力会員に直接支払うものとします。



## 補償保険制度について

会員が安心して相互援助活動ができるように「サービス提供会員傷害保険」「賠償責任保険」「依頼子供傷害保険」の3つの保険に加入しています。  
(保険料はセンターの負担です。)

### (1) サービス提供会員傷害保険

協力会員が保育サービス提供中や、保育サービスをするため自宅と依頼会員や保育所等への往復途上(自宅との通常の経路)を補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	350万	事故日より180日以内
後遺傷害	350万～14万 (程度による)	事故日より180日以内 後遺障害発生
入院(1日)	2,000円	事故日より180日以内 に入院(180日限定)
手術	手術の種類に応じて 2万円・1万円	事故日より180日以内 に手術を受けたとき
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内 に通院(90日間限定)

## (2)賠償責任保険

協力会員が、保育サービス提供中、監督ミスや提供した食物等が原因で第三者(依頼会員の子どもを含む他人。なお、協力会員と同居の親族を除く)の身体または財物損害を与えたことにより法律上の賠償責任が生じた場合には協力会員が負担する賠償金等を補償するものです。

事由	補償限度額
対人・対物賠償(1事故につき)	2億円
初期対応費用	1,000万円
訴訟対応費用	1,000万円
現金盗難	10万円

※上記内容はセンターとして1年間で補償できる金額となります。

(事故件数、1事故の賠償金額によっては補償できない場合が生じます)

(注)初期対応費用 担当者の派遣費用・事故現場の保存費用等を賠償責任の有無にかかわらずお支払いします。

訴訟対応費用 万一訴訟になった場合、争訟費用(弁護士報酬等)、応訴のために合理的に必要な内部的費用(残業代、交通費、事故原因調査費用、意見書作成依頼費用等)。

現金盗難 依頼会員から預かった現金・財布が盗難にあった場合に対象になります。

### (3) 依頼子供傷害保険

依頼会員の子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、協力会員の過失の有無にかかわらず補償するものです。

事由	補償額	備考
死亡	300万	事故日より180日以内
後遺傷害	300万～12万 (程度による)	事故日より180日以内 後遺障害発生
入院(1日)	1,000円	事故日より180日以内 に入院(180日限定)
手術	手術の種類に応じて 1万円・5千円	事故日より180日以内 に手術を受けたとき
通院(1日)	1,000円	事故日より180日以内 に通院(90日間限定)

※協力会員の自家用車を使用した援助での交通事故の場合は協力会員が加入している自動車保険(自賠責・任意)を使用していただくこととなります。



# 北本市ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は北本市ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)という。

(事務所)

第2条 センターは事務所を〒364-0033北本市本町1丁目111番地(北本市立児童館内)に置く。

(目的)

第3条 センターは、北本市において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を会員として登録し、会員相互による育児の相互援助活動(以下「援助活動」という。)支援することを目的とする。

(業務)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 会員の援助活動の調整等
- (3) 会員に対して、援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会等の開催業務
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場所を提供するための交流会開催業務
- (5) アドバイザーとサブリーダーが定期的に情報交換を行う連絡調整会議の開催及び関係機関との連絡調整業務
- (6) 定期的な広報誌の発行等の広報業務
- (7) 前各号に掲げる業務のほか、センターの目的の達成に必要な業務

(代表者)

第5条 センターの代表者は、北本市長とする。

(会員)

第6条 会員はセンターの趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者(以下「協力会員」という。)又は育児の援助を受けたい者(以下「依頼会員」という。)であって、次の各号の要件を満たす者として、センターの承認を得た者とする。

- (1) 市内在住(依頼会員は市内在勤含む)
- (2) 援助活動に関し理解と熱意を有すること。
- (3) 協力会員にあつては、成人で心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことができること。
- (4) 依頼会員にあつては、原則として当該依頼会員の親族であつて、おおむね生後6ヶ月以上12歳以下の子ども(以下「子ども」という。)

2 協力会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。

(入会等)

第7条 会員として、入会しようとする者は、所定の入会申込書(様式第1号)を提出し、センターが実施する研修を受講しなければならない。ただし、センターが認めた者はこの限りではない。

2 センターは、入会の承認をしたときは、会員として登録し北本市ファミリー・サポート・センターの会員証(様式第2号)を交付するものとする。

3 会員は、登録された事項に変更が生じたときは、会員登録変更届(様式第3号)をセンターに届けなければならない。

第8条 会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 信義に基づき誠実に援助活動を行うこと。

(2) 援助活動により知り得た他人の家庭事情等については、プライバシーを侵害したり秘密を漏らしてはならない。退会後においても同様とする。

(3) 政治、宗教、営利等を目的とする行為を行わないこと。

(4) その他センターの目的に反する行為を行わないこと。

(保険)

第9条 会員は、援助活動中の事故に備え、安心して援助活動を行うために、センターが指定するファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険に係る費用については、センターが負担するものとする。

3 会員は、援助活動中に事故が生じた場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

(損害の賠償)

第10条 会員は、事故若しくは過失または不正行為により、センターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(休会)

第11条 協力(両方)会員は、病気その他やむを得ない事由により、援助ができなくなったときは、事前に休会届(様式第4号)を提出しなければならない。

(退会)

第12条 会員が、退会しようとするときは、退会届(様式第5号)をセンターに提出しなければならない。

2 会員は、退会するときは、北本市ファミリー・サポート・センター会員証及びセンターが指示する書類等を返還しなければならない。

(会員登録抹消)

第13条 センターは、会員が次の各号にのいずれかに該当したときは、会員登録を抹消することができる。

(1) この会則に違反したとき。

(2) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたとき。

(3) 援助活動に必要な適性を欠くと認められたとき。

(4) その他会員として、ふさわしくない非行があったとき。

2 センターは、前項の規定により会員の登録を抹消したときは、その理由を明示し、会員登録抹消通知書(様式第6号)により通知しなければならない。

(アドバイザー)



第14条 センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーは次の業務を行う。

- (1) センターの事業内容の周知及び啓発に関すること。
- (2) 会員の募集、登録に関すること。
- (3) 会員の統括に関すること。
- (4) 会員の援助活動の調整に関すること。
- (5) 会員に対する講習会の実施及び育成指導に関すること。
- (6) サブリーダーの選任及び育成指導に関すること。
- (7) 他のセンターとの連絡調整に関すること。
- (8) 会員間のトラブルへの助言に関すること。
- (9) センターの経理事務等の業務運営に関すること。

3 アドバイザーは、一定の地域を単位とする会員グループを設け、その世話役としてサブリーダーを選任することにより、援助活動の調整を行わせることができる。

(活動費)

第15条 センターは、前条第3項により、サブリーダーが援助活動の調整を行ったときは、予算の範囲内において、その経費を活動請求書(様式第7号)に基づき支給するものとする。

(相互援助活動の内容)

第16条 会員が行う援助活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育施設の保育開始時まで子どもを預かること。
- (2) 保育施設の保育終了後、子どもを預かること。
- (3) 保育施設までの送迎を行うこと。
- (4) 学校の放課後又は学童保育終了後、子ども預かること。
- (5) その他会員の仕事と育児の両立のため必要な援助。

2 子どもを預かる場合は、原則として協力会員の家庭において行うものとする。ただし、協力会員と依頼会員との間で合意がある場合は、この限りではない。

3 子どもの宿泊を伴う援助活動は、行わないものとする。

(援助時間)

第17条 協力会員による援助活動の時間(以下「援助時間」という。)は、午前7時から午後7時までとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

2 援助時間は、1回につき最低1時間とし、以後30分を単位とする。

(援助活動の実施方法)

第18条 依頼会員は、援助活動を受けようとするときは、アドバイザーに対し、その申込みをするものとする。ただし、センター閉所時において援助活動を受けようとするときは、サブリーダー(以下アドバイザー等という。)に対し、申込みをすることができるものとする。

- 2 前項の援助の申込みは、原則として援助活動を必要とする日の2ヶ月前から5日前までに行うものとする。
- 3 依頼会員から援助活動の依頼を受けたアドバイザー等は、援助活動の内容日時等を確認し、協力会員との調整を行うとともに援助依頼受付簿(様式第8号)にその内容を記録するものとする。
- 4 アドバイザー等は、原則として援助活動開始前に依頼会員と協力会員との事前打ち合わせを行い、援助活動の内容について十分な協議をするものとする。
- 5 依頼会員は、申込んだ援助以外の援助を求めてはならない。
- 6 協力会員は、援助活動を実施したときは、援助活動報告書(様式第9号)に内容を記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。
- 7 協力会員は、その月の援助活動に係る援助活動報告書を翌月の5日までにセンターに提出しなければならない。

(報酬等)

第19条 依頼会員は、援助活動実施後に協力会員に対し、別に定める基準に従って報酬等を支払うものとする。

(連絡調整会議)

第20条 センターは、必要に応じて連絡調整会議を開催するものとする。

2 連絡調整会議は、アドバイザー及びサブリーダー等をもって構成し、地域グループ活動状況の報告、情報交換を行う。

(交流会)

第21条 センターは、会員相互の交流を図り、情報交換を行うために交流会を開催するものとする。

附 則

この会則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。